

公 表 第 4 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年3月29日

|          |         |
|----------|---------|
| 久留米市監査委員 | 権 藤 満   |
| 久留米市監査委員 | 樋 口 明 男 |
| 久留米市監査委員 | 甲斐田 義 弘 |
| 久留米市監査委員 | 塚 本 弘 道 |

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和元年度

部局名：上下水道部

| 指摘事項等 |                |  | 措置状況等   |
|-------|----------------|--|---|
| 指摘事項  | 財務監査<br>旅費支給事務 | 久留米市企業局合川庁舎からの旅費の算定において、久留米市公営企業職員等の旅費に関する規程の運用基準と異なる旅費を支給しているものがある。   | 適正な事務(市の旅費規程の運用基準に統一及び久留米市公営企業職員等の旅費に関する規程の廃止)に改めました。 |
| 指摘事項  | 財務監査<br>物品取扱事務 | 廃棄処分を行った備品について、所定の事務手続をしていないものがある。   | 直ちに除却手続を行いました。  |
| 指摘事項  | 財務監査<br>財産管理事務 | (1) 自動販売機の設置に係る行政財産使用の許可において、決裁終了後に行うこととされている相手方への使用許可書を送付しておらず、また、使用料の納付書も送付されていないものがある。<br>(2) 公共下水道敷占用料の算定において、占用料の算定を誤っているものがある。 | (1) 直ちに適正な事務手続を行いました。<br>(2) 過誤納付分の還付手続を行いました。        |